



令和8年度会津若松市 電気自動車等購入補助金

会津若松市では、ゼロカーボンシティ会津若松の実現に向けて、次世代自動車の導入に補助金を交付します。



補助金額

- | | |
|-----------------|----------|
| ①燃料電池自動車 | 20万円（拡充） |
| ②普通電気自動車 | 5万円（拡充） |
| ③軽電気自動車 | 4万円 |
| ④プラグインハイブリッド自動車 | 4万円（新規） |

※子育て世帯は、それぞれ1万円増額になります。

申請期間

令和8年 5 / 1（金）～ 令和9年 3 / 31（水）

補助申請総額が予算額に達した場合、期間内であっても募集を締め切ります。【先着順】

※書類は直接、環境共生課窓口へお持ちください。（郵送不可）

問合せ・申請先 会津若松市役所 市民部 環境共生課

会津若松市追手町2-41 追手町第二庁舎

電話 0242-23-4700

詳しくは会津若松市ホームページをご覧ください。

市ホームページトップ⇒分野>環境>募集（環境）

⇒令和8年度電気自動車等購入補助金について

詳しくは
こちらから



補助制度の概要

※詳細は補助金交付要綱を確認してください。

補助対象者	①会津若松市内に住所（法人にあっては事業所等）を有する者 ②令和8年4月1日から令和9年3月31日までに補助対象車両を購入した者 ③市税を完納している者 等
補助対象車両	①燃料電池自動車 ②普通電気自動車 ③軽電気自動車 ④プラグインハイブリッド自動車
補助要件	<ul style="list-style-type: none">・申請を行う年度内に、自家用・事業用別の欄が「自家用」の自動車検査証の交付を受け、購入代金を全額支払った新車であること。又は対象車両の減価償却の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を超える期間のリース契約を締結した新車であること。・自動車検査証の所有者及び使用者が補助対象者の名義であること。但し所有権留保付き購入またはリース契約である場合においては使用者が補助対象者が補助対象者の名義であること。・一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車購入促進補助金の対象となる電気自動車及び燃料電池自動車のうち「普通自動車」若しくは「プラグインハイブリッド自動車・小型・軽自動車」のいずれかに該当する車種であること。・自動車販売業者が使用者となる場合は、車両の販売促進活動に使用されない。※詳しいことは、下記の問い合わせまでご連絡ください。
補助額	①燃料電池自動車 20万円（拡充） ②普通電気自動車 5万円（拡充） ③軽電気自動車 4万円 ④プラグインハイブリッド自動車 4万円（新規） ※子育て世帯は それぞれ1万円増額になります。
受付期間	令和8年5月1日（金）から令和9年3月31日（水）まで ※予算額に達した時点で受付を終了します。 ※先着順に受け付けます。 ※環境共生課へ交付申請書を持参ください。 （郵送不可）

【お問い合わせ先・申請先】 会津若松市役所 市民部 環境共生課 電話：0242-23-4700
申請場所：環境共生課 追手町2-41 追手町第二庁舎

